



(2) 地区ごとに神社・寺院、河川敷地等を活用して小運動場として利用できるようにする。

2 社会体育指導者の養成

[施策設定の理由]

本県の社会体育指導者の現況は、次のとおりまことに乏しく、今後、大いに努力せねばならない。

(1) 福島県体育協会の各種目において、運営の実際の担当者である事務担当者およびヘッドコーチの職業は第15表とおりであり、いずれも専任者がなく、各人の奉任によってなされている現状である。

第15表 県体協各種目指導者 (昭41.4 県保健体育課調)

	教 員	教員以外の社会人
事務担当者	19人	17人
ヘッドコーチ	10	18

(2) 本県体育指導員の職業については、第16表のとおりである。

第16表 職業別体育指導員数 (昭38 県保健体育課調)

職業別	教 員					公民館職員	地教委職員	農 業	商 業	会 社 員	公 務 員	医 師	旅 館 業	工 (含土建)	神職・僧侶	そ の 他	合 計
	小学校	中学校	高校	大学	小計												
人 数	132	189	95	5	955	98	16	251	120	49	99	13	9	28	5	33	1010

また、体育指導委員の特技については第17表のとおりである。

第17表 体育指導委員の特技 (昭38 県保健体育課調)

野 球	柔 道	弓 道	山 岳	体 操	ソフトボール	水 泳	ス キ ー	相 撲	レクシオン	射 撃	重 量 挙 げ	銃 剣 術	合 計
181	56	10	15	41	20	17	28	15	4	9	3	2	
2	45	5	2	2	5	249	86	38	45	83	2	57	1100